

(宅地の緑化)

第13条 要綱第24条第2項に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) ふじみ野市みどりの条例施行規則（平成17年ふじみ野市規則第120号）第3条第5号に規定する有効開発面積は、次の式により算定するものとする。

$$\text{有効開発面積} = \text{開発総面積} \times \text{基礎係数（表一1）} - \text{公共施設用地等面積（表一2）}$$

基礎係数表（表一1）

種別	用途地域	基礎係数	角地適用の場合の基礎係数	備考
市街化区域（用途地域が指定されている市街化調整区域を含む）	第一種低層住居専用地域	0.4	0.3	上福岡地域
		0.5	0.4	大井地域
	第二種低層住居専用地域	0.4	0.3	
	第一種中高層住居専用地域	0.4	0.3	
	第二種中高層住居専用地域	0.4	0.3	
	第一種住居地域	0.4	0.3	
	第二種住居地域	0.4	0.3	
	近隣商業地域	0.2	0.1	
	商業地域	0.2	0.1	
	準工業地域	0.4	0.3	
工業地域	0.4	0.3		
市街化調整区域	用途地域の指定のない区域	0.4	0.3	

公共施設用地等面積表（表一2）

公共施設	建築物等	公共施設用地等面積算定方法
駐車場	共同住宅・長屋等	設置台数 × 12.5 m <sup>2</sup>
	事務所、工場等	
	店舗	
駐輪場	共同住宅・長屋等	設置台数 × 1.2 m <sup>2</sup>
	事務所、工場等	
	店舗	
共同住宅のごみ集積所、集会施設及び防火施設設置面積（防火貯水槽設置面積・緊急車両駐車面積等）		

※ただし、建築面積と重複する公共施設等（建物内駐車場等）や従業員用の駐車場等は、控除できないものとする。

(2) ふじみ野市みどりの条例施行規則に規定する高木植栽本数は、次の式により算定するものとする。

$$\text{高木植栽本数} = \text{有効開発面積} \times 1 \text{本} / 10 \text{m}^2$$

※ 植栽本数は、小数点以下の端数を切り上げるものとする。

(3) 開発区域内の既存木を残す場合は、次の式により算定するものとする。

$$\text{高木植栽本数} = \text{有効開発面積} \times 1 \text{本} / 10 \text{m}^2 - \text{既存木} \times \text{換算値}$$

$$\text{※換算値} = \{ \text{既存木の樹高 (H)} \times \text{葉張り (W)} \} \div (3.5 \times 1.2) \times 1.0$$

※ 植栽本数は、小数点以下の端数を切り上げるものとする。

(4) 第2号又は前号の式で算出した高木植栽本数を植栽するものとする。その際には、隣地等の立地条件や地域の環境等を考慮して植栽をするものとする。なお、高木とは成木時に3.5メートル以上となる樹木で、植栽時に1.8メートル以上の樹木で、低木20本で高木1本に換算することができる。地被類（芝など）は、10平方メートルで高木1本に換算することができる。

(5) ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第26条に該当する開発行為等の場合は、前各号の算定式によらず、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和54年埼玉県規則第72号）第25条の緑化基準に沿った緑化計画書を提出するものとする。

(6) 既存樹木を伐採する場合は、次の協議又は届出が必要となる場合があるので、該当の有無については、緑地主管課に確認するものとする。

ア ふじみ野市みどりの条例（平成17年ふじみ野市条例第118号）に基づく「緑地保護地区」及び「保存樹木」解除協議

イ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づくふるさとの緑の景観地区域内行為届

ウ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届（3,000平方メートル以上の敷地において建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の確認を要する建築物について建築を行おうとする場合）

エ 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採届（市街化調整区域内の森林法第5条に該当する森林）

（平19告示165・平19告示220・一部改正）

（駐車場等の緑化）

第14条 要綱第25条第2項に規定する別に定める基準については、前条第1号から第4号まで及び第6号の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「ふじみ野市みどりの条例施行規則第3条第5号に規定する」とあるのは「駐車場、資材置場、スポーツ施設及びレジャー施設の」と、「開発総面積×基礎係数（表一1）－公共施設用地等面積（表一2）」とあるのは「開発総面積×0.03」と、同条第2号中「ふじみ野市みどりの条例施行規則に規定する高木植栽本数」とあるのは「駐車場、資材置場、スポーツ施設及びレジャー

施設に植栽する高木本数」と読み替えるものとする。

(平19告示165・追加、平21告示13・一部改正)